

福岡県公報

平成30年1月19日
第3959号

目次

告示 (第34号 - 第44号)

○漁業法に基づく内水面における区画漁業の免許	(水産振興課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	6
公 告		
○意見募集の結果の公示	(医療指導課) ……………	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(薬務課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出		

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	8
○平成29年度種苗生産事業者講習会の開催について	(中小企業振興課) ……………	9
○臨港地区区分の変更	(港湾課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11

選挙管理委員会

○海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課) ……………	11
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課) ……………	12
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課) ……………	12
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課) ……………	12
雑 報		
○保育士試験の実施	(子育て支援課) ……………	13

告 示

福岡県告示第34号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、内水面における区画漁業を次のように免許した。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 免許番号 内区第1号
 - (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式こい養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 八女市黒木町大字大淵字向平

ウ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ9度50分、279メートルの点

(ロ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ4度15分、184メートルの点

(ハ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ8度25分、196メートルの点

(ニ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ6度35分、287メートルの点

基点第1号 八女市矢部村大字矢部字日向神33-7日向神運動公園入口道路東角

基点第2号 八女市黒木町大字大淵12001黒岩トンネル入口南角

(2) 漁業権者の住所 八女市山内748番地

(3) 漁業権者の氏名 矢部川漁業協同組合 代表理事組合長 甲木康裕

(4) 地元地区 八女市

(5) 存続期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(6) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

2 免許番号 内区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで
---------	------------	----------------

イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023-2外

ウ 漁場の区域 基点第3号と基点第4号を結ぶ直線と基点第5号と基点第6号を結ぶ直線の間の黄金川の区域

基点第3号 朝倉市屋永198に接する黄金川の右岸に設置した標識

基点第4号 朝倉市屋永198に接する黄金川の左岸に設置した標識

基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

(2) 漁業権者の住所 朝倉市屋永2949番地

(3) 漁業権者の氏名 合資会社 川茸元祖遠藤金川堂 代表社員 遠藤 淳

(4) 地元地区 朝倉市

(5) 存続期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(6) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

3 免許番号 内区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023-4外

ウ 漁場の区域 基点第5号と基点第6号を結ぶ直線と小机橋（朝倉市屋永2716-1及び朝倉市屋永3542-1）の下流端の線との間の黄金川の区域

基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

(2) 漁業権者の住所 朝倉市屋永2951-1

(3) 漁業権者の氏名 有限会社 喜泉堂 代表取締役 羽野 俊彦

- (4) 地元地区 朝倉市
- (5) 存続期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
- (6) 制限又は条件
前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない

4 免許番号 内区第4号及び第6号から第26号まで

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業種類 第2種区画漁業
- イ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- ウ 免許番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

免許番号	許の内容たるべき事項					地元地区
	漁業権者の住所	漁業権者の氏名	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	
内区第4号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松正嘉	こい養殖業	筑紫野市天拝坂六丁目2-1	水石谷池の全水域	筑紫野市
内区第6号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松正嘉	こい養殖業	筑紫野市天拝坂一丁目5-1	狐谷池の全水域	筑紫野市
内区第7号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松正嘉	こい養殖業	筑紫野市塔原西二丁目555-1外	原口池の全水域	筑紫野市
内区第8号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松正嘉	ふな養殖業	筑紫野市塔原西一丁目957-2	脇田池の全水域	筑紫野市
内区第9号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松正嘉	こい養殖業	筑紫野市岡田93外	岡田池の全水域	筑紫野市
内区第10号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	宗像市村山田1400-1	青木原池の全水域	宗像市及び福津市
内区第11号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	宗像市日の里五丁目2-4	蓮池の全水域	宗像市及び福津市
内区第12号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	古賀市薦野197	鍋谷池の全水域	古賀市及び福津市

内区第13号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	古賀市薦野282	小野池の全水域	古賀市及び福津市
内区第14号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	古賀市薦野345外	山ノ神池の全水域	古賀市及び福津市
内区第15号	糸島市山北397-1	吉丸健一	こい養殖業	糸島市大字井原2250	整理池の全水域	糸島市
内区第16号	糸島市山北397-1	吉丸健一	にしきごい養殖業	糸島市大字山北415	新池の全水域	糸島市
内区第17号	糸島市山北397-1	吉丸健一	にしきごい養殖業	糸島市大字山北289	山北池の全水域	糸島市
内区第18号	糸島市山北397-1	吉丸健一	にしきごい養殖業	糸島市大字山北259-1	井田池の全水域	糸島市
内区第19号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	福津市本木866-1	一築区池の全水域	福津市
内区第20号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	福津市本木5-1	小越池の全水域	福津市
内区第21号	宮若市平197番地	豊福和行	こい養殖業	宮若市稲光245	宇佐宮溜池の全水域	宮若市
内区第22号	宮若市平197番地	豊福和行	こい養殖業	宮若市稲光264-2	多々良溜池の全水域	宮若市
内区第23号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	宮若市山口4623-1	鳴水池の全水域	宮若市及び福津市
内区第24号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	宮若市山口2076	大谷池の全水域	宮若市及び福津市
内区第25号	田川郡福智町伊方1027番地	高津翔平	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方484-1	大原溜池の全水域	田川郡福智町
内区第26号	田川郡福智町伊方1027番地	高津翔平	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方476	朝倉溜池の全水域	田川郡福智町

(2) 存続期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(3) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない

福岡県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米筑後線	前	久留米市高良内町4482番1先から 久留米市高良内町4502番4先まで	5.3 ～ 10.6	70.2
			後	久留米市高良内町4482番1先から 久留米市高良内町4502番4先まで	4.5 ～ 10.6	

福岡県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米筑後線	久留米市高良内町4482番1先から 久留米市高良内町4502番4先まで

福岡県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潞郡大木町大字上八院1861番1先から 三潞郡大木町大字上八院1587番1先まで	13.0 ～ 34.6	642.0
			後	三潞郡大木町大字上八院1861番1先から 三潞郡大木町大字上八院1587番1先まで	13.0 ～ 34.6	

福岡県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	三潞郡大木町大字上八院1763番5先から 三潞郡大木町大字上八院3208番10先まで

福岡県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潁郡大木町大字上八院1587番1先から 三潁郡大木町大字八町牟田696番1先まで	13.0 ～ 25.0	184.0
			後	三潁郡大木町大字上八院1587番1先から 三潁郡大木町大字八町牟田696番1先まで	13.0 ～ 14.0	

福岡県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	三潁郡大木町大字上八院1587番1先から 三潁郡大木町大字八町牟田698番5先まで

福岡県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	一般国道	500号	前	田川郡添田町大字落合1938番1先から 田川郡添田町大字落合2043番1先まで	9.4 ～ 40.4	616.5
			後	田川郡添田町大字落合1938番1先から 田川郡添田町大字落合2043番1先まで	8.9 ～ 40.4	

福岡県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	500号	田川郡添田町大字落合2019番1先から 田川郡添田町大字落合2043番1先まで

福岡県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女春線	田川郡添田町大字落合2041番2先から 田川郡添田町大字落合2037番1先まで

福岡県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
築上郡築上町大字真如寺2の6（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
電気通信設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成29年6月30日から平成29年7月31日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成29年12月26日に公布しました。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

問い合わせ先

保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室医師確保班

電話：092-643-3330

メールアドレス：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 意見を募集しなかった理由
厚生労働省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第96号）」、「薬局等構造設備規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第97号）」及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第98号）」と実質的に同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37第4項第5号に該当するため、同条例で定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 施行日
平成29年12月22日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 古賀商業施設
 - (2) 所在地 古賀市高田土地区画整理事業9街区22画地 他
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 古賀商業施設
 - (2) 所在地 古賀市高田土地区画整理事業9街区22画地 他
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成29年12月28日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 東京インテリア家具新宮店
 - (2) 所在地 糟屋郡新宮町大字上府898
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物敷地内平面部	215台	建物敷地内平面部	149台
建物敷地東側	65台	建物敷地東側	90台
A棟屋上部	448台	A棟屋上部	442台
C棟屋上部	58台	-	-
C棟南側	18台	-	-
合計	804台	合計	681台

- (2) 荷さばき施設の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
A棟北東側	585㎡	A棟北東側	198㎡
A棟内北西側	586㎡	-	-
A棟北東側	198㎡	-	-
A棟内北東側	98㎡	-	-
B棟南側	108㎡	-	-
合計	1,575㎡	合計	198㎡

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
A棟北側	24.75㎡	A棟北側	24.75㎡
A棟北側	11.25㎡	A棟北側	11.25㎡
A棟北側	11.25㎡	A棟北側	16.87㎡
A棟北側	33.75㎡	B棟南側	5.25㎡
B棟南側	5.25㎡	B棟南側	4.50㎡
B棟南側	4.50㎡	-	-
建物敷地北東側	10.00㎡	-	-
建物敷地北東側	3.75㎡	-	-
建物敷地北東側	3.25㎡	-	-
合計	107.75㎡	合計	62.62㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前	変更後
午後10時00分	午後8時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更後	
駐車場①-1	午前9時30分 ～午後10時30分	駐車場①-1	午前9時30分 ～午後8時30分
駐車場①-2		駐車場①-2	
駐車場①-3		駐車場①-3	
駐車場①-4		駐車場①-4	
駐車場①-5		駐車場①-5	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
位置	出入口の数	位置	出入口の数
建物敷地東側		建物敷地東側	

建物敷地東側駐車場西側及び東側	6	建物敷地東側駐車場西側及び東側	5
建物敷地東側			

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設③-1	午前7時00分～午後7時00分	荷さばき施設③-1	午前6時00分 ～午後10時00分
荷さばき施設③-2		荷さばき施設③-2	
荷さばき施設③-3	午前6時00分～午後5時00分	荷さばき施設③-3	
荷さばき施設③-4		荷さばき施設③-4	
荷さばき施設③-5	午前9時00分～午後5時00分	荷さばき施設③-5	

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年12月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 あんくるふじや久留米店

(2) 所在地 久留米市小森野四丁目7番33号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,463㎡

(変更後) 1,608㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
A棟南側	24台	A棟南側	21台
A棟南側	18台	B棟南側	21台
合計	42台	合計	42台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
A棟西側	70㎡	A棟西側	70㎡
B棟南側	36㎡	B棟南側	36㎡
合計	106㎡	合計	106㎡

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後
午前10時00分～ 午後8時00分	午前7時00分～ 午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分～午後8時30分	午前6時30分～午後10時30分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年12月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ二日市南店

(2) 所在地 筑紫野市二日市南一丁目807番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年8月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,237平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物北側	42
合計	42

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物北側	8
建物北側	6
合計	14

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北側	40
合計	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物敷地西側	6.64
合計	6.64

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	建物敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分～午後11時00分

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成29年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成30年2月19日（月曜日） 午前10時00分～午後5時00分	久留米市山本町豊田1438番地2号 福岡県農林業総合試験場資源活用研究 センター会議室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令	午前10時00分～正午
種苗の産地及び系統に関する事項	午後1時00分～午後3時00分
種苗の生産技術に関する事項	午後3時00分～午後5時00分

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、平成30年2月9日（金曜日）までに、受講申込書（用紙は、福岡県農林水産部林業振興課又は県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

4 申込書の提出場所及び問合せ先

名 称	所 在 地	電話番号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3549
福岡県福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	0946-22-2731
福岡県八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
福岡県飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948-21-4965
福岡県筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉606-1	0942-52-5188
福岡県行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

(1) 講習会には、筆記用具を持参すること。

(2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は福岡県県土整備部港湾課及び福岡県京築県土整備事務所において公衆の閲覧に供する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る臨港地区の名称
京築広域都市計画臨港地区宇島臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類
修景厚生港区
- 3 分区を変更する土地の区域
豊前市大字宇島の一部

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市篠原西三丁目750番5、753番1及び757番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市泊935番地
有限会社東組
取締役 東 秀明

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字苔牟田3212番1及び3212番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市小郡645番43ファームタウン広楽園A202
池松 明

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字新町1268番2から1268番4まで及び1269番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市筵内1269番地
藤井 政春

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成29年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年1月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

海 区 名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	338
筑前海区	931
福岡県有明海区	789

福岡県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成29年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年1月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

84,767

福岡県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成29年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年1月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

629,789

福岡県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職

の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成29年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年1月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

選 挙 区 名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,554
北九州市小倉北区	50,715
北九州市小倉南区	58,822
北九州市若松区	23,234
北九州市八幡東区	19,399
北九州市八幡西区	70,871
北九州市戸畑区	16,550
福岡市東区	81,879
福岡市博多区	63,282
福岡市中央区	52,358
福岡市南区	70,493
福岡市城南区	34,246
福岡市早良区	58,701
福岡市西区	55,478
大牟田市	33,452
久留米市	83,799
直方市	15,928
飯塚市・嘉穂郡	40,017
田川市	13,551
柳川市	18,986
八女市・八女郡	23,815
筑後市	13,416
大川市・三潞郡	13,918
行橋市	20,277

中間市	12,226
小郡市・三井郡	20,376
筑紫野市	28,299
春日市	30,386
大野城市	27,022
宗像市	26,840
太宰府市	19,671
古賀市	16,039
福津市	17,123
うきは市	8,507
宮若市・鞍手郡	14,911
嘉麻市	11,198
朝倉市・朝倉郡	24,075
みやま市	10,907
糸島市	27,772
筑紫郡	13,356
糟屋郡	60,895
遠賀郡	26,466
田川郡	22,552
京都郡	15,721
築上郡・豊前市	16,701

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成30年1月19日

一般社団法人全国保育士養成協議会
会長 山崎 美貴子

- 1 試験日
筆記試験 平成30年4月21日（土）・22日（日）
実技試験 平成30年7月1日（日）
※自然災害等により試験が中止となった場合、再試験は行いません。
- 2 受験手数料
12,950円（内訳:受験手数料12,700円+受験申請の手引き郵送料250円）
※幼稚園教諭免許所有者で筆記試験科目が全て免除の方は、以下の手数料となります。
2,650円（内訳：受験手数料2,400円+受験申請の手引き郵送料250円）
- 3 受験申請書の請求方法及び受付期限
受験申請書は「平成30年保育士試験受験申請の手引き」に同封されています。同手引きについては、「インターネット」もしくは「郵送」にて保育士試験事務センターに請求してください。（請求先は「8 お問合せ先」を御覧ください。）
受験申請書受付期限 平成30年1月31日（水）消印まで有効
- 4 試験会場
試験会場は2月中旬頃から、確定次第、順次保育士試験事務センターのホームページに掲載します。
- 5 受験票・試験結果通知書の送付
 - (1) 筆記試験受験票
送付期間：平成30年4月5日（木）～平成30年4月11日（水）
 - (2) 筆記試験結果通知書・実技試験受験票
送付期間：平成30年6月2日（土）～平成30年6月10日（日）
 - (3) 合格通知書・一部科目合格通知書・実技試験結果通知書
送付期間：平成30年8月4日（土）～平成30年8月12日（日）
※幼稚園教諭免許所有者で、筆記試験全科目免除の場合は、平成30年4月5日（木）～平成30年4月11日（水）の期間に送付します。
- 6 保育士登録
保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて保育士登録の手続きを行う必要があります

。詳細は下記の機関へお問合せください。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

[TEL] 03-3262-1080

[URL] <http://www.hoikushi.jp>

7 平成30年2回目の保育士試験実施

4月（筆記）、7月（実技）に加えて、10月（筆記）、12月（実技）に2回目の試験を実施します。

■後期実施（2回目試験）日程

筆記試験：平成30年10月20日（土）・21日（日）

実技試験：平成30年12月9日（日）

※自然災害等により試験が中止になった場合、再試験は行いません。

8 お問合せ先

保育士試験指定試験機関

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

[TEL] フリーダイヤル 0120-4194-82

代表電話 03-3590-5561

[URL] <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

[FAX] 03-3590-5593

[e-mail] shiken@hoyokyo.or.jp